

尼崎市行政不服審査会答申  
(答申第3号)

平成30年3月7日  
尼崎市行政不服審査会

# 答申

## 第1 審査会の結論

乳幼児等医療費受給資格の不認定に係る本件各審査請求は棄却すべきであるとの審査庁の判断は、妥当である。

## 第2 事案の概要

### 1 関係法令等の定め

(1) 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（以下「本件条例」という。）は、「高齢期移行者、乳児、幼児、児童、生徒、身体障害者等及び母子家庭の母等に対し、医療費の一部を助成」するものとしており（第1条）、「幼児」とは、「1歳に達する日の属する月の翌月の初日から6歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者」をいう（第2条第3号）。

(2) 本件条例第3条は助成対象の要件を定めており、「幼児」（第3号）については、次のとおりである。

ア 「本市に居住する者」であること。

イ 「国民健康保険法……による被保険者又は社会保険による……被扶養者」であること。

ウ 「保護者その他当該幼児等を扶養している者について」「規則で定める額」（以下「所得割の額」という。）が、合計で「235,000円未満」であること。

(3) 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第5条は、「所得割の額」について、「地方税法その他市町村民税に関する法令の規定により計算された所得割（同法第292条第1項第2号に規定する所得割をいい、同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額（この所得割の額の計算については、同法第314条の2第1項第11号中「控除対象扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいう。以下この項及び第9項並びに第314条の6において同じ。）」とあるのは「扶養親族」と、「各控除対象扶養親族」とあるのは「各扶養親族」と、「控除対象扶養親族の」とあるのは「扶養親族の」と、「19歳」とあるのは「16歳」と、「第9項及び第314条の6」とあるのは「第9項」と、同条第9項中「老人扶養親族若しくはその他の控除対象扶養親族」とあるのは「老人扶養親族」として、これらの規定を適用し、同法第314条の7、第314条の7第1項並びに附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項、第5条の4の2第6項及び第7条の2第4項の規定は、適用しない。」と定める。

### 2 審査請求に至る経緯

(1) 審査請求人は、その子〇〇及び〇〇に係る本件条例に基づく医療費の助成を受け

- るため、乳幼児等医療費の受給資格（以下単に「受給資格」という。）の認定を求めて、平成29年7月7日、処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）に対し、「申請」（同条例第5条第1項本文）を行った（以下これらを「本件各申請」という。）。
- (2) 処分庁は、本件各申請を審査した結果、審査請求人に係る平成29年度の所得割の額が237,300円であり、235,000円以上であることから、審査請求人に対し、受給資格を不認定とする決定及び通知を同日付で行った（以下これらを「本件各処分」という。）。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は概ね次のとおり主張し、本件各処分の取消しを求めている。

- (1) 審査請求人の平成29年度における給与収入は8,769,941円、給与所得は6,692,946円、所得割の額は237,300円である。
- (2) 審査請求人は前妻との間に3人の子（以下「三子」という。）がおり、月72,000円（年間865,000円）の養育費を支払っている。これを給与収入から控除すれば、審査請求人の給与所得及び所得割の額は更に低額となるはずである。
- (3) 長女〇〇が小児喘息を患っており、医療費が年間10万円を超え負担となっている。処分庁にその旨を申し出たが、「特例はない」とのことであった。養育費を下げてはどうかとの提案を受けたものの、平成29年2月、養育費の減額調停は不成立となった。
- (4) 受給資格の判定に当たっては審査請求人が負担している養育費が考慮されるべきであり、本件各処分の取消しを求める。

#### 2 処分庁の主張

処分庁は概ね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

- (1) 医療費の一部負担金は飽くまで各自が自己の責任において負担すべきものであるところ、処分庁は、市民の福祉の増進を図る目的で本件条例を制定し、行政サービスの一環としてその全部又は一部を公費で助成しているものである。
- (2) 普通地方公共団体は条例の制定・改廃について広い裁量を有する一方、その理由及び内容については一定の合理性が求められるところ、限られた予算の範囲内で公平な助成を実施する必要性や、助成対象者の健康維持のためには資力が十分でない者にも等しく療養の機会が行き届くべきこと等に鑑みると、受給資格において所得制限を設けることには合理性があるというべきである（なお、所得割の額235,000円未満という条件は、障害者総合支援法における自立支援医療費の支給認定基準と平仄を合わせたものである。）。
- (3) 養育費の負担といった私的な事情に基づく債務を斟酌することは、前記の医療費負担の自己責任の原則や、公平実施の要請、低所得者の救済といった制度趣旨と相

容れないものであり、これを考慮しないとしたことにも合理性があるといえる。

- (4) 以上のとおり、本件各処分は条例に基づいて慎重に判断した上で行ったものであり、いずれについても違法又は不当な点がないことは明らかであるから、本件各審査請求は速やかに棄却されるべきである。

#### 第4 審理関係人の補充主張

審査請求人は、処分庁の弁明につき納得できないとして反論書を提出し、また口頭意見陳述が実施されている。主張は概ね、受給資格の認定に当たって養育費の負担が考慮されるべき旨を繰り返すほか、三子が本件条例に基づく助成を受けているであろうこととの不均衡や、自営業者と会社員の収入の捕捉率の格差をもって不公平をいうものである。

#### 第5 審理員意見書の要旨

審理員は、本件各審査請求は棄却すべきであるとしており、その理由は次のとおりである（処分庁の弁明に概ね同旨）。

##### 1 所得制限の合理性について

乳幼児医療費助成制度は福祉の増進を目的とする社会保障的制度であるから、その制度趣旨に照らして、乳幼児を保護育成する者の所得に応じて対象者を制限することは十分に合理的であり、その際にいかなる基準を設けるかは、立法機関の裁量に属する事柄である。

##### 2 受給資格の判定に当たって養育費を考慮しないことの合理性について

所得概念において、養育費を控除するといった相対的な解釈を許容する法的根拠を見出せず、法的安定性の観点からかかる見解は採用できない。所得の算定において各人の抱える多種多様な個別事情を考慮することは法技術的に困難であると考えられ、また医療費の負担は養育費の減額調停・審判において主張することが可能であるから、これを斟酌しないことが著しく合理性を欠くとか明らかに裁量権の逸脱・濫用があるとはいえない。

##### 3 平等原則違反について

(1) 前妻の子らについて、仮に医療費の助成を受けているとしても、それは個別の申請・審査を経て受給資格が認定された結果であり、審査請求人との関係で不平等が生じているとはいえない。

(2) 自営業者における収入の捕捉率について、原則的には租税行政の適正な執行により是正されるべき性質のものであって、その格差が正義衡平の観念に反するほどに著しく、かつそれが租税法制自体に起因して恒常的に存在するといった場合でない限り、租税法制そのものを違憲ならしめるに至るものではないから、不平等（憲法第14条違反）の問題が生じるものではない。

## 第6 審査庁の判断

審査庁は、本件各審査請求を棄却すべきと考えており、その理由は審理員意見書に同旨である。

## 第7 審査会の判断

本件各審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当であり、その理由は次のとおりである。

### 1 所得制限の合理性について

乳幼児医療費助成制度は福祉の増進を目的とする社会保障的制度であり、限られた財源の中で特に低所得者においても必要な療養が受けられるよう助成を実施すべきことに鑑みると、乳幼児を保護育成する者の所得に応じて対象者を制限することは十分に合理的である。また、その上限としては同じく福祉的給付である障害者総合支援法における自立支援医療費の給付条件と同一の基準を採用しているというのであるから、同法の基準そのものに不合理の瑕疵が存するといった特段の事情がない限り、本件条例における所得割の額の上限設定についても、立法裁量を逸脱ないし濫用するものとはいえない。

### 2 受給資格の判定に当たって養育費を考慮しないことの合理性について

処分庁は、申請者の所得をいかなる基準で判定するかを合理的な裁量に基づいて決定することができる場所、本件条例では、市町村民税の所得割額を基準として採用しているものである。

税額は所定の期間における収入に法定の控除を適用して得た所得の額を基礎に算定されるものであり、各人の経済状況が適切に反映された指標として客観性・信頼性が高く、大量反復的な申請を予定する本件条例のような制度においては、これを所得制限の基準として採用することは事務処理上の便宜に適い合理的であるといえる。

その上で、各申請者が私的な理由に基づく窮状を主張するのに対して、処分庁がこれを都度個別に斟酌するとなると、助成決定に係る事務の迅速・効率が害されることになるから、養育費負担という私的な事情による支出を考慮しないこととした本件各処分は、不合理であるということはない。

### 3 平等原則違反について

- (1) 三子について、仮に医療費の助成を受けているとしても、それは個別の申請・審査を経て受給資格が認定された結果であり、審査請求人との関係で不平等が生じているとはいえない。
- (2) 自営業者における収入の捕捉率について、原則的には租税行政の適正な執行により是正されるべき性質のものであって、その較差が正義衡平の観念に反するほどに著しく、かつそれが租税法制自体に起因して恒常的に存在するといった場合でない

限り、租税法制そのものを違憲ならしめるに至るものではないから、不平等（憲法第14条違反）の問題が生じるものではない（最高裁昭和60年3月27日大法廷判決）。

#### 4 結び

以上のとおり、本件各処分において三子に対する養育費を斟酌しなかった処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

(参考)

審査の経過	
平成30年 1月19日	諮問書を受理（諮問第3号・第4号）
2月 9日	調査審議手続の併合の決定
3月 7日	第1回審議、答申

尼崎市行政不服審査会委員		
氏名	現職	備考
村上 武則	大阪大学名誉教授	会長
白井 俊美	弁護士	会長代行
武田 純	弁護士	